平成２５年（フ）第２４号
新潟県見附市今町２丁目４番６号
債務者　石田　　悟
1　決定年月日時　平成25年４月22日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月13日まで
新潟地方裁判所長岡支部破産係

平成２５年（フ）第２６号
新潟県長岡市愛宕３丁目５番16号
債務者　品田　政和
1　決定年月日時　平成25年４月22日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月13日まで
新潟地方裁判所長岡支部破産係

平成２４年（フ）第１５３９号
札幌市東区北19条東８丁目４番20号
債務者　片平　　桂
1　決定年月日時　平成25年４月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月14日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第５０３号
札幌市白石区本通17丁目南９番３号　コーポ大沢105号
債務者　冨永　宜幸
1　決定年月日時　平成25年４月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月14日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第５２５号
北海道帯広市東５条南８丁目８番地２
債務者　吉野　清美
1　決定年月日時　平成25年４月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月14日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第５３７号
札幌市南区川沿17条１丁目１番７―201号
債務者　林　　昭
1　決定年月日時　平成25年４月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月14日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第５３８号
札幌市南区川沿17条１丁目１番７―201号
債務者　林　美方子
1　決定年月日時　平成25年４月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月14日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第３号
北海道稚内市緑３丁目４番13号　末広荘２Ｆ左
債務者　戸澤　　光
1　決定年月日時　平成25年４月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月14日まで
旭川地方裁判所稚内支部

平成２５年（フ）第４号
北海道稚内市緑３丁目４番13号　末広荘２Ｆ左
債務者　戸澤　直美
1　決定年月日時　平成25年４月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月14日まで
旭川地方裁判所稚内支部

平成２５年（フ）第６８号
群馬県高崎市稲荷町２番地８
債務者　富岡佐江子
1　決定年月日時　平成25年４月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月14日まで
前橋地方裁判所高崎支部

平成２５年（フ）第７６号
相模原市中央区上矢部２丁目２番７号　クレセントＤ101
債務者　宮本　展男
1　決定年月日時　平成25年４月19日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月14日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成２５年（フ）第７８号
相模原市南区相武台団地１丁目５番16―36号
債務者　築茂　政弘
1　決定年月日時　平成25年４月19日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月14日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成２５年（フ）第８０号
相模原市緑区町屋１－４－23　町屋寮304、住民票上の住所相模原市緑区元橋本町26番８号　橋本荘35号室
債務者　横山　和武
1　決定年月日時　平成25年４月19日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月14日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成２５年（フ）第８１号
相模原市中央区上溝2421番地１　上溝神明団地１―103
債務者　高橋明喜こと　崔　　明喜
1　決定年月日時　平成25年４月19日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月14日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成２５年（フ）第９０号
神奈川県座間市東原３丁目13番40号
債務者　志田新一郎
1　決定年月日時　平成25年４月19日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月14日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成２５年（フ）第９９号
相模原市中央区小山１丁目３番７号　マサキコーポ202
債務者　柘植野洋子
1　決定年月日時　平成25年４月19日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月14日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成２５年（フ）第１３号
京都府舞鶴市八反田南町117番地―103号
債務者　山本　　均
1　決定年月日時　平成25年４月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月14日まで
京都地方裁判所舞鶴支部破産係

平成２５年（フ）第８号
堺市西区草部1085番地８　浦田ハイツ201号
債務者　辻　　昭一
1　決定年月日時　平成25年４月19日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月14日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係